

第862回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年6月6日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会室

3. 出席者（14名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
6番 (欠番)	7番 澤田 誠規	8番 西山 成彦
9番 小島 久司	10番 寺田 巧	11番 羽賀 大透

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
4番 井垣 水里	5番 佐藤 千春	6番 山本 大

4. 欠席者（3名）

4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司
----------	----------

7番 浦田 久永

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
-----------	-------	-----	----------

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について

○会長代理　　今日は会長が休みということで、代理で議長を務めさせていただきます。
今回は内容の方もそれほど多くないのでサクサクと進めていただけたらと思います。

○議　　長　　これより、第862回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。議事録署名委員は、
3番 濱田 頼之 委員、7番 澤田 誠規 委員にお願いします。
(なお、4番 山本 欣史 委員、5番 岩本 誠司 委員、
7番 浦田久永 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議　　長　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議　　長　　事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員　　議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号3番。場所は2ページに位置図をつけております。
大字小深浦。県道宿毛城辺線沿いにあります片島運送事務所から20
0mほど奥に入った農地の1筆になります。
譲渡人は平成28年に売買にてこの農地を取得していますが、現在はこの
農地では作物を作らなくなっており、双方で話し合い金銭のやり取りは
せず、譲り渡すことになりました。
田では直七を作るとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。
なお、譲受人は現在農地を所有しておらず、今回所有権移転する農地の
合計面積も1,102㎡で、30a(3反)以下ですが、令和5年4月1日より農
地法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、
申し添えます。
その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしてい
ると考えております。

続きまして、受付番号4番。場所は3ページに位置図を付けております。
大字中山。国道56号線、高知西南交通 寺山口バス停付近の交差点を延
光寺の方に入り、寺山生活改善センター・譲受人宅の近くにある3筆です。
売買で取得後はシイタケを栽培するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されています。
なお、譲受人は現在農地を所有しておらず、今回所有権移転する農地の
合計面積も922㎡で、30a(3反)以下ですが、令和5年4月1日より農地

法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、申し添えます。

その他農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号3番について、小深浦地区担当の私より説明させていただきます。

○議 長 【議案書をもとに3番朗読】
先日双方に連絡を取り話を聞きました。姉弟間の贈与ということです。ここは農地パトロールに毎回入っているところなので、作っていただけたらありがたいことです。ここには直七等植えるという話でした。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号4番について、中山地区担当の井垣委員より説明をお願いいたします。

○井垣委員 【議案書をもとに4番朗読】
昨日、岩本会長と現地を確認しに行き、●●さん（譲受人）と会い、本人立会いのもと場所の確認、話を聞きました。よろしく申し上げますとのことです。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号1番。申請場所 所在地 山奈町山田 5ページに位置図をつけております。

場所は山田・竹部地区。山田上農村公園を北側へ進んだ市道沿いです。

転用目的としましては、申請者は、現在の借家が手狭になり住宅用地を探していたところ、今回の申請地が見つかりました。家族が多い（7人）ので荷物も多く、住居に合わせて倉庫を建築し、子供の荷物や申請者の仕事道具等の置き場所として使用できるように計画しているそうです。また、祖父母は、山奈町山田に居住していますが、祖母が一人となったので心配になり、今後一緒に生活するようこの度離れを建築するようにしたそうです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用面積は、798.00㎡です。住宅建築面積は住宅・離れ・倉庫、3つ合わせて257.61㎡となっております。資金計画としましては土地取得費が200万円、建築費は住宅が2,000万円、離れが1,000万円、倉庫が200万円、これら合計3,400万円を自己資金400万円、銀行融資3,000万円で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、受付番号2番。申請場所 所在地 押ノ川 6ページに位置図を付けております。

場所は押ノ川地区。国道56号線、高知西南交通 市山バス停前交差点を西側へ進んだ市道沿いです。

申請者は現在の既存駐車場が手狭となったため、隣接地の本申請地へ新たに駐車場の設置を計画しました。

なお、参考までに本申請地は昨年の11月25日の定例会において今回申請者でもある譲渡人から当初非農地証明申請願いが提出されておりました。当時担当地区委員による現地調査の結果、申請内容と現地の状況が著しく異なることから不相当と判断し、同日付けで申請者に対し非農地証明願については不決定証明書を交付しておりました。事務局としましては委任者を通じ農地法に基づき適切な対応を求めるよう指導を行いました。その後本申請地については先ほど申しあげました通り、譲受人申請者が事業用の駐車場としての計画があり購入することとなり、売買契約がまとまりこの度転用申請に至っていることを申し添えます。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

駐車場設置面積は279.81㎡です。地積が一部表記となっておりますのは押ノ川1435番1、1筆は分筆するよう作業をしております、そのうちの一部となっております。資金計画としましては土地取得費が470万円で自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号1番について、山田地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに1番朗読】

譲受人の●●さんについては事務局より詳細に説明がございました通りです。譲渡人の●●さんについては、昨年でしたか一昨年でしたか5条で確か申請があったかと思いますが、隣接したこの田んぼの水路の給水管が壊されたために水田としての利用ができなくなったということで転用に至るとの理由を電話で説明いただきました。双方ともよろしく願いしたいとのことでした。ご審議のほどよろしく願いします。以上です。

○議長 続きまして、受付番号2番について、押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに2番朗読】

この土地は先ほど事務局より報告がありましたが、昨年の11月に非農地証明が出され不相当とされた土地であります。6月2日に松本委員と同行し、

現地確認を行っております。そのあと●●さん（譲渡人）、株式会社●●さん（譲受人）に電話で確認をし、間違いのないことでしたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

○澤田委員 1番ですが、一昨年から作れなくなったという話でしたが、昨年ここに稲刈りにいったんですが、どういうことやらか。

○山本委員 実は先ほど理由の中で説明させていただきましたが、隣接している田んぼの隣に5条で申請のあったと思いますが、宅地を建てたと。そのために主に今日申請した田んぼに水が来なくなった。給水管が壊れたため水田できなくなったので手放すようになったとの理由でございます。一昨年ほど前から水はこないがそれでもよかったら田んぼ作ってくださいということで、昨年ですが近所の方が稲を耕作しよったようですが、今年は水が来ないので当然、作れないとの返事の中でこういうこと、現状に至ったと本人が申ししておりました。以上です。

○川島委員 最終的には作れなかった。作る人もいなくなったけんということやら。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」2件は、意見を附して県に送付することに決しました。

（協議事項）

- 議長 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。
- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。本日は2件の申請があります。
受付番号7番。8ページに位置図をつけております。
申請場所 所在地は大字平田町黒川。山田地区との境界線に位置しております。分かりづらいですけど。登記地目 畑3筆です。
申請地は、平成20年頃耕作放棄により、雑木が茂り一部山林となっています。また、茅・雑草が茂り耕作不能で原野となっております。あわせて平成2年頃建築した倉庫があり、現在に至っております。
申請人は相続によりこちらを取得しており、現在は県外に居住しております。
- 続きまして、受付番号8番。9ページに位置図をつけております。
申請場所 所在地は大字萩原。登記地目 畑1筆です。
申請地は、昭和48年頃には既に公衆用道路として利用されており、現在に至っております。住宅地図を見ていただくとわかるように、宿毛市役所、現在は旧庁舎になりますが、春長児童公園を通って行くところの区分になります。隣接地は既に宿毛市公衆用道路となっており、この部分が残っているということです。
- 以上、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 長 続きまして、受付番号7番について、黒川地区担当の井垣委員より説明をお願いいたします。
- 井垣委員 【議案書をもとに番号7番朗読】
6月2日の日に岩本会長と現地を見に行き、農地には不可能やねということを確認しました。●●さん（申請人）という方は現在こちらにいませんので親戚の方に聞きましたら、地区は山奈の西竹石というところにあるんですけど、何の理由か黒川になっています。現在土地を所有している方が行方不明のようで、申請者は●●さんになってますが、私では詳しいことが分からないので山奈の方に詳しいことを聞きたいと思うのですが、かまいませんか。
- 澤田委員 補足させていただきます。今、井垣委員が言っていた行方不明になっている方は僕、前に一緒に仕事しよった方で●●さん（申請者）のおじさんになる人なんですけど、実際20年位前にどこかで死んじゃろうろうという感じで

そのままになってるんですけど。今の相続人、申請者の●●さんに何も確認してないんですが、親戚の方に確認したところ、昔からの飛び地があってそのまま飛び地になっとなって、十何年か前に牧場があったがやけど、地権者の●●さんが行方不明の最中だったのでそのままになっているということです。以上です。

○議長 続きまして、受付番号8番について、街区地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに番号8番朗読】

6月2日に松本委員と現地の確認をしました。すでに議案書にある通り公衆道路の一部となつてまして、●●さん（申請者）にも電話でどこからどこまでなのかと尋ねたところ、「ようわからん」と。ただ16㎡ということで、地図にもそのような記載となっております。農地への復旧は困難だということでありまして。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○寺田委員 質問いいですか。8番の16㎡の問題では実際これを許可してそのあとどのような登記変えていくつもりなんやろうか。そのまま●●さん（申請者）の登記で残るがやろうか。それとも市で寄贈かなんかの形にして何かするがやろうか。

○川島委員 かまんかえ。二ノ宮もすつとだんだん道を広げたら。登記していない所はいっぱいある。正直市役所パンクするぞ。全部登記とか言うたら。せめて登記はそのままにおいても減税はしちゃらないかんと思う。市道にしたがを全部どうにかしたら市がパンクする。最初は無償提供やけんよ。せめてその分だけの税金を引いちゃってほしい。わしも引いてほしい。

○寺田委員 非農地にして農地を抜いて、公衆用道路というもんに。通常そういうもんはないわね。

○事務局長 すみません。事務局です。この案件は昨年11月に金融機関を通じて相談がありまして。●●さん（申請者）とも話しました。相続の関係で整理していたら1筆これが残っていたみたいで。現況は担当委員さんから説明のあったように遠い昔から道路。●●（申請者）さんいわく範囲は正直

分からないとのことですが、写真を添付していただけていますが、公図上申請地の東西南北も道路と一体化してました。昨年の秋から半年経過してはすけど、整理ができて今回の申請に至り、相続の手続きに入るのではと思ってはすけど、正直事務局としては今後の展開については把握していません。

○寺田委員 相続できても、しょせん名義は市になるわけでもないし、16㎡そのままやろうけど。市道として。

○事務局長 はい。現況道理、公衆用道路ですね。税金はかかっていません。

○寺田委員 そのまま公衆用道路。それ以上のことは名義移動とかして、宿毛市にしてもやっかいなことやろうけどね。

○稲田委員 これは私の想像ですけど、地権者の夫が亡くなりまして、その関係で相続の関係で税金部分が残っているということになって、今回の申請になったということだと。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
非農地証明2件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、非農地証明2件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (①耕作放棄地解消に向けての取り組み・看板設置作業の実施について)
本日定例会終了後に予定しておりました、ヒマワリ畑への看板設置作業については雨の為、中止。延期ということにしております。今後の日程につきましては改めて委員の皆さまにお知らせしていきたいと思っております

が、今月中旬、6月20日前後、農協さんと協議の上でまた日程調整をして天気の良い日に看板を設置したいと考えております。都合のつく方はご参加くださいますようお願いいたします。

○事務局

(②産業祭における農業者年金等相談コーナー開設について)

去る4月29日に開催されました産業祭での農業者年金等相談コーナーについてのお礼と報告です。当日はあいにくの天候でしたが、農地・農業者年金等相談コーナーの開設に際し、ご多忙のところ来場いただきました委員の皆さま、またスタッフで参加された委員の皆さまお疲れさまでした。ありがとうございました。

当日は、2名の農業者から相談があり、そのうち1名については5月中に新規加入の手続きが完了しております。残る1名についても、今後、加入に向けて手続きを進める予定です。

加入推進の取り組みとして1名でも多くの新規加入を目指し、新規加入の目標達成に向けて、委員の皆さまからも引き続き若い農業者や農業年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますようお願いいたします。

○事務局

(③農地パトロールの日程案について)

農地パトロールの日程についてお知らせします。

日程案としましては、8月の定例会開催時にあわせて実施することとし、今年は8月3日(木)に計画しております。委員の皆さまにはご多忙のところ、また、暑い中にはなりますが日程調整のほどよろしく願いいたします。次回7月の定例会にて農地パトロールの実施要領や班分けについてお知らせする予定です。

○事務局

(④次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は7月4日(火)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は6月9日(金)で、議案送付は6月27日(火)の予定です。よろしく願いします。

○議長 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長

それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第862回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年6月6日

会 長

山口 一 晴

農業委員

濱田 頼之

農業委員

澤田 誠規